

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第98号 平成20(2008)年10月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

平成20年8月の例会で、林伸禧氏が『隋書』倭国伝の多利思北孤についての発表を受けて、引続いて論究されたものです。

多利思北孤の読み方について

名古屋市 石田敬一

2008年8月の例会において、林伸禧氏は、岩波文庫で原文としている「百衲本」により『隋書』の巻八十一から八十四の「北、比」と「背、皆、昆」について、全てを拾い出し、その字体を確認されました。

そして「北」と「比」の字形は明確に書き分けられており、「タリシホコは多利思”比”孤ではなく、多利思”北”孤であることを証明されました。

「百衲本」が一番古いものですから、これは重要な確認作業であるとともに、重要な証明であると思います。

また、この知識を蓄積し使用していくこともたいへん重要ですので、これからは、「多利思”北”孤であることを基礎知識として論じていくことが必要です。

ところで、その貴重な発表の際に、その「北」をなんと読むかという話がありました。

通常、一文字に一音を当てて発音させるはずですが、「比」は一音の「ヒ」であるのに対し「北」は「ホク」や「ペイ」などの2音になる

のではないかと、わざわざ一音でない紛らわしい文字をあてることがあるだろうかとの疑問が出されました。

早速調べました。

結論は、呉音も、漢音もともに「ホク」です。

従って、一音を当てるとすれば「ホ」となるはずですが、ワカタケル大王の「護」も呉音の読み「ワク」（漢音は「カク」）を定説では「ワ」と短音で読んでいます。

ちなみに「北」の現代語音はオリンピックでおなじみの「ベイ」です。

さて、ついでに「北」以外の文字「阿、毎、多、利、思、孤」も調べると、次表のとおりです。

なんと「毎」も呉音で「マイ」、漢音で「バイ」の2音です。従って2音の「北」だけを取り上げて違和感があるとするのは妥当ではありません。

「毎」に一音を当てるとすれば、それぞれ「マ」と「バ」となるはずですが。

つまり、漢音読みで「アバイ・タリシホクコ」ですから、1文字に1音を当てると「アバ・タリシホコ」、呉音読みであれば「アマイ・タリシホクク」ですから、1文字に1音を当てると「アマ・タリシホク」と呼んで、まず差し支えないでしょう。

なお、ここで留意すべきことは「利」は「ラ」とは読みません。従って、「多利思」→「タラシ」→「足」という思考は、理屈になりません。

漢音読み「ワカタシロ」を「ワカタケル」

	阿	每	多	利	思	北	孤	比
呉音	ア	マイ	タ	リ	シ	ホク	ク	ヒ、ビ
漢音	ア	バイ	タ	リ	シ	ホク	コ	ヒ
ピンイン	ā (a1) ē (e1)	měi (mei3) mèi (mei4)	duō (duo1)	lì (li4) biè (bie4)	sī (si1)	běi (bei3) bèi (bei4)	gū (gu1)	bǐ (bi3) bì (bi4) pǐ (pi2) pǐ (pi3)

(出典: フリー多機能辞典『ウィクショナリー日本語版 (Wiktionary)』)

と恣意的に読むことを是認するのと同様に、「タラシヒコ」と読むとすれば、その読み方の根拠は希薄と言わざるを得ません。

さて、正直に申しますと、読み方で迷った点がありました。呉音がよいのか漢音でよいのか。

というのも、隋が南北朝を統一し、その後、唐と中央集権国家が出現しました。この隋・唐の都である長安・洛陽において使われていた漢字の発音が「漢音」です。とすれば、そのことを多利思北孤は知ったうえで漢音で署名したかもしれませんし、多利思北孤は、仏教に傾注していましたから呉音による署名を使っていた可能性もあるかもしれないと思ったからです。

推測の域をでないので、隋の公用は漢音で統一されていたと考え、とりあえず読み方は漢音を採用します。

今、新しい知識を再確認した以上は是非、「アバ・タリシホコ」と読んでいただきたいですし、獲加多支鹵については漢音の「カカタシロ」、または古田先生のように「獲」を動詞とみて「カタシロ」と読んでいただきたいと思います。そうした一つ一つの積み重ねが今までの大和朝廷一元史観で刷り込まれた頭に、色々な歴史の見方があることを知らせることになるのではないかと思います。

ところで、タリシホコであったものを、そもそも誰がタリシヒコであると言い出したのか、何を根拠にしているのか。うろ覚えになっているので、この際、この点について再度確認し知識を蓄積する必要があると思い調べました。

タリシヒコと言い出したのは、歴史学者の直木孝次郎です。

今一度、直木孝次郎は、どんな根拠で、そのように主張しているのかを『日本の歴史2 古代国家の成立』(中公文庫、1973年)で確認します。

従来 of 定説では、そもそも中国史書の『旧唐書』が倭国伝と日本伝とを書き分けているのに対し、『新唐書』では「日本伝」のみに書き改められているため、『旧唐書』は誤りであり『新唐書』の記述が正しいとされてきました。

こうした基本的な概念に立って、直木孝次郎が、『新唐書』巻220列傳第145東夷日本」の項に「用明 亦曰目多利思比孤 直隋開皇末 始與中通」とあることから、多利思北孤は多利思比孤の誤りであると唱えたことによるもので、これが定説となっています。

しかし、『新唐書』の「多利思比孤」は後世の作為が加わったものであるのに対し、先に示したとおり、林伸禧氏が一番古いと考えられる「百衲本」により、「多利思北孤」が正しいことを明らかにされており、タリシヒコと読む根拠は薄弱です。

なお、『新唐書』の「用明 亦曰目多利思比孤 直隋開皇末 始與中國通」について、古田先生は、「目」は「代理」の意味であり、日本国は隋の開皇の末に、用明が多利思北孤の代理と書いて、始めて中国と通ずるようになったと書いていると主張されています。

この『新唐書』の記述は、『旧唐書』の「日本は旧小国、倭国の地を併せたり」の記述とよくマッチしているものと思われ、『旧唐書』の記述が誤りであるという基本的な概念そのものが間違っていたことが、タリシヒコという誤った結果を導き出してしまったのだと思います。

原点、元資料を調べることの重要性をあらためて認識したところです。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の再検討—絶対年代の復元—」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 不可思議な記紀の記述
- 3 記紀に記された年齢
- 4 暦法の開始
- 5 在位年数の問題
- 6 実年代の復元
- 7 稻荷山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 8 江田船山鉄剣銘（検証その1の準備）
- 9 倭の五王をめぐる
- 10 武王について（検証その2の準備）
- 11 五王の検証（第2の検証）
- 12 天皇と五王の対応
- 13 日本の天皇、皇太子、皇子皆死去
- 14 「皆死去」の事実（検証3の準備）
- 15 実年代で検証する「皆死去」
- 16 天神は神にあらず
- 17 推古天皇の筈がない
- 18 開皇二十年の在位天皇
- 19 継体天皇の検証
- 20 『隋書』倭国伝をめぐる
- 21 倭国と倭国
- 22 二人大王制
- 23 皇后と皇太子
- 24 冠位12等
- 25 国書「日出處」等

古代史の再検討(8)

—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

26 推古朝検証の制約

今回の検証対象に取り上げるのは推古朝である。だが、これまでと異なって大きな障害がある。肝心の絶対年代（実年代）を保証する海外史書が存在しない。具体的には、中国史書も、『日本書紀』中に引用されている海外史料も存在しないのである。

先ず、中国史書だが、推古朝に近い時代の史書は『隋書』倭国傳だが、既に検討したように、

『隋書』は推古朝より一時代前の時代を扱った史書なので、推古朝とは直接関係がない。さりとて、次の史書『舊唐書』に依存しようにも依存のしようがない。なぜなら、『舊唐書』の成立は945年、なんと『日本書紀』成立よりも二百年以上も後のことである。これだけ隔たった後代史料では、『日本書紀』そのものの記述を参考にしているので論外だ。

念のためにここでおさらい（確認）をしておくと、そもそも本論は『日本書紀』記述の年代が不可思議で、全く実年代からかけ離れている、という疑問から出発している。このため『古事記』に記された天皇の崩御年を手がかりに実年代を求めている。それがこれまでたびたび使用してきた第5表である。その第5表の妥当性を検証しているわけなので、『日本書紀』そのものが記す崩御年や在位年数は使用できない。

それを根拠にすればそもそもの前提が崩落し、全くの自己矛盾に陥ることとなる。

『隋書』も『舊唐書』も推古朝の検証に使用できないとなると、残るのは『日本書紀』自身が引用している海外史書の引用文である。具体的には朝鮮半島系史書と云われる『百濟記』、『百濟新撰』、『百濟本記』である。

数えてみると、これら半島系史書の引用は全部で24カ所に及んでいる。だが、これら引用文は推古朝にまでは及んでいない。引用の最終は第29代欽明天皇の十七年春正月の条である。

百濟本記云、筑紫君兒、火中君弟

（『日本書紀』欽明17年正月條）

がその引用文である。欽明天皇といえば、推古天皇より4代も前の天皇だ。参照のしようがない。

一番いいのは『古事記』自体の記述に手がかりがあればいいのだが、『古事記』は推古天皇についてほとんど何も記していない。次のたった3行がその全文である。

妹豐御食炊屋比賣命坐小治田宮治天下參拾漆歲【戊子年三月十五日癸丑日崩】

御陵在大野 岡上後遷科長大陵也

（【】は細字で割り注。『古事記』下巻 推古天皇條）

しかも『古事記』の記述はこれが最終で、次の天皇の記述はない。

こうしてみると推古朝の検証は万事休す、ということになる。ただ、ほんのかすかだが、『日本書紀』の推古紀そのものにてがかりが潜んでいる可能性がある。

『日本書紀』に関心のある人なら大方周知のように、『日本書紀』には悪い癖がある。

自分で年代を2倍余に引き延ばしておきながら、なんとその延ばした年代を、海外史料を引用して実年代の伝承かのごとく記している場合がある。

というよりも、古代は2倍年暦になっていることに気づいていないだけのことであろう。

これが推古朝にも当てはまるとすれば、推古紀の中に推古朝の真の年代（実年代）を示唆する記述がある可能性がある。かすかな望みだが、この一点を頼りに探ってみることにしよう。

27 推古朝は唐の時代

先ず最初に第5表をみていただきたい。推計実年B案によれば、推古天皇の崩御は659年である。他方、『日本書紀』では推古元年が、593年で628年まで続く。在位年数は36年ということになる。

これまでの検証で『日本書紀』による在位年数は2倍年暦換算するとかなり信頼性が高い。というよりも前後数年のゆらぎはあるかもしれないが、ほぼびったりだった。これを推古天皇に当てはめると、推古天皇の実在位年数は18年。崩御は659年であるから実在位年は、641年～659年となる。

次に、この少し前の時期に中国王朝は隋から唐に代わっている。

先ず、618年に隋が滅亡する。581年の建国であるから、40年に満たない短命王朝だったわけだ。隋の天子として煬帝が有名だが、隋が滅亡した618年は、煬帝は死去したあとなので、隋は恭帝の時に滅亡したことになる。

次に、唐王朝。建国は618年。隋王朝の滅亡を受けてただちに唐王朝が発足した。唐王朝は907年まで続く。なんと約三百年に及ぶ体制を誇る長期王朝である。『舊唐書』の成立が945年という遙か後代となったのも致し方ない。

第5表 実年代推計

代	天皇名	古事記崩御年	実年一次推計(P)	崩御年差(S)	S÷2	推計実年	
						(A案)	(B案)
1	神武	戊寅(書紀)	(78)	(240)	120	341	384
2	綴靖	—					
3	安寧	—					
4	懿徳	—					
5	孝昭	—					
6	孝安	—					
7	孝霊	—					
8	孝元	—					
9	開化	—					
10	崇神	戊寅年十二月	318	37	18.5	461	504
11	垂仁	—					
12	景行	—					
13	成務	乙卯年三月	355	7	3.5	479	522
14	仲哀	壬戌年六月	362	32	16	483	526
15	応神	甲午年九月	394	33	16.5	499	542
16	仁徳	丁卯年八月	427	5	2.5	515	558
17	履中	壬申年正月	432	5	2.5	518	561
18	反正	丁丑年七月	437	17	8.5	520	563
19	允恭	甲午年正月	454	35	17.5	529	572
20	安康	—					
21	雄略	己巳年八月	489	38	19	546	589
22	清寧	—					
23	顕宗	—					
24	仁賢	—					
25	武烈	—					
26	継体	丁未年四月	527	8	4	565	608
27	安閑	乙卯年三月	535	49	24.5	569	612
28	宣化	—					
29	欽明	—					
30	敏達	甲辰年四月	584	3	1.5	594	637
31	用明	丁未年四月	587	5	2.5	595	638
32	崇峻	壬子年十月	592	36 (12)	18 (6)	598	641
33	推古	戊子年三月	628			604	659
34	舒明	在位13年					—
35	皇極	在位3年					—
36	孝徳	在位10年					—
37	斉明	在位7年					—
38	天智	実質在位10年					—
39	弘文	在位1年					
40	天武	在位14年					
41	持統	持統6年				690	690

注1 推計実年(A案)は基準年を604年(推古12年)として算出。

2 推計実年(B案)は基準年を690年(持統4年)として算出。結局A案+43年。

3 神武天皇は古事記に崩御年不記述。日本書紀では戊寅年崩御になる。崇神も戊寅年崩御。神武の崩御年は両天皇の崩御差を120年と仮定して算出したひとつの参考値(本文参照)

4 弘文天皇は『日本書紀』では即位していない。

以上を整理すると次のようになる。

- ・推古天皇の在位。

日本書紀	593年～628年
実年代推計	641年～659年
- ・中国王朝の存在時期

隋王朝	581年～618年
唐王朝	618年～907年

この結果から分かることは、こうである。

- a : 『日本書紀』に従った場合、推古時代に隋から唐に王朝が交代していることになる。
- b : 実年代推計が正しければ、推古朝が始まったのは、唐王朝開始後20年余も経過してからで、推古朝の時代はまるまる唐王朝の時代だったことになる。

これまでの検証からいって、また、検証の前提からいっても、『日本書紀』年代のaではあり得ない。そこで、bの場合しか該当しない。では、推古朝が唐の時代だったことをうかがわせる記述が『日本書紀』の記述(すなわち伝承)の中に見いだせるであろうか？

私は具体的に『日本書紀』の推古紀にあたって調査してみた。

先ず「隋」。たった一カ所。原文を掲げると次のとおりである。

廿六年秋八月癸酉朔、高麗遣使貢方物。因以言、隋煬帝興卅萬衆攻我、返之爲我所破。

(『日本書紀』推古26年條)

文意は、こうなる。

推古26年(618年)8月に高麗の使いが献上物をもってやってきた。その際、使いが申すには「隋の煬帝が30万の軍勢を送ってわが國に攻めてまいりました。けれどもわが軍はこれを打ち破ったのです。

この記事は奇妙である。618年といえば、煬帝は江南に逃れていて、その3月には殺害されている。この時の皇帝(天子)は孫の恭帝で、前年の617年から帝位についている。つまり618年の皇帝は煬帝ではない。それよりももっと重要な点は隋は数年以上も前からあちこちに叛乱を抱え、617年には事実上滅亡している。そんな隋が30万もの軍勢を高麗(高句麗)

に派遣できるわけがない。

が、とりあえずここはこの問題点を不問に付すこととしよう

ここで肝心なのは推古紀は「隋の煬帝」と、ちゃんと「隋」と明記していることである。

次に「唐」。これがなんと22カ所も推古紀に登場している。大唐、唐國、唐客、唐帝という表現で使用されている。

内訳は次の通りだ。

推古15年(607年)	1カ所
推古16年(608年)	15カ所
推古17年(609年)	1カ所
推古22年(614年)	1カ所
推古23年(615年)	1カ所
推古31年(623年)	3カ所

奇妙なのは、ここに掲げた『日本書紀』の紀年に従えば、最後の推古31年(623年)以外ことごとく隋王朝の時代に属する年代である。隋が滅びたのは既述したように618年からである。それなのに、ことごとく隋ではなく、なぜ唐と記されているのか？

私でなくとも不可思議この上なかるう。

これに対し、「いやあ、これは『日本書紀』の著者が隋のことを唐と呼んでいたのだろう」と解釈する向きがあるが、強弁も甚だしい。既述したように『日本書紀』はちゃんと「隋の煬帝」と明記している。「唐の煬帝」とは記していない。そもそも大国の「隋」と「唐」を混用する筈もあるまい。

さらに重要なのは、隋王朝の真っ只中である推古15年(607年)にもかかわらず、「大唐」と記しているのである。原文を掲げると次のとおりだ。十五年春二月の条

秋七月戊申朔庚戌、大禮小野臣妹子遣於大唐。

(『日本書紀』推古15年條)

ここまでくれば何をかいわんやである。そう、推古朝は隋の時代なのではなく唐の時代なのである。前後数年のゆらぎ(ズレ)は想定されるものの、実年代推計による限り推古朝は641年～659年、まさにもろに大唐の時代なのである。推古朝の伝承は「唐の時代」ということ

で記されていた。大唐、唐國、唐客、唐帝といった様々な使われ方も極めて自然である。

では、なぜ、その推古紀に「隋の煬帝」とあるのか？「隋」という表現はここ一カ所だけだが、でもちゃんと「隋の煬帝」となっている。なぜなのか？

この点はまた後述するので、今は先を急ごう。

28 推古天皇の崩御年をめぐる

推古朝が唐の時代であると検証するための手がかりがもう一つある。『古事記』の記載である。既述したように『古事記』は推古天皇についてほんのわずかしき記していない。それを再掲すると次のとおりである。

妹豊御食炊屋比賣命坐小治田宮治天下參拾漆歳【戊子年三月十五日癸丑日崩】

御陵在大野 岡上後遷科長大陵也

(『古事記』下巻、推古天皇條)

ここで注目したいのは【】内の割り注である。【戊子年三月十五日癸丑日崩】とある。この崩御年は、当然のことながら、伝承年月日そのまま記したものに相違ない。『日本書紀』のように、持統朝から遡って元嘉暦で引き延ばした結果の年月日ではない。そもそも本論の前提は、『古事記』の崩御年月日をそのまま受け取り、それを2倍年暦に換算して作成した推計表(第5表)を信ずる所にある。

ところで、今回まで論じてきて気づいたことがある。『古事記』の著者太安萬侶が、伝承されてきた各天皇の崩御年月日をそのまますなおに記したとすれば、その崩御年月日そのものこそ2倍年暦なのではないか、という疑いである。

各天皇の崩御日がすべて1～15日までになっているのもそれを支持している。これはうかつだった。『古事記』の崩御年を普通年紀と解釈し、わざわざ二分の一して真の崩御年とする、といったまわりくどい推計をする必要はなかったのだ。『古事記』記載の崩御年月日をそのまま2倍年暦による年月日として受け取り、直接実年を割り出せばよかったのだ。が、崩御年月日は二分の一して2倍年暦換算してあるから、推計によって狂う幅は小さくなく、せいぜい数年であろう。

となると、私の探求しなければならない事項は、【】内の割り注として記されている【戊子年三月十五日癸丑日崩】に直接着目することではなければならない。

私は緊張した。『日本書紀』によると、推古天皇の崩御年は628年。そして私の推計実年は659年。ざっと30年の開きがある。もっとも私の推計は、基準年を持統6年(690年)にとり、かつ、二倍年暦換算(二分の一)した上での数値である。が、推計実年659年が正鵠を射ているとすれば、せいぜい数年の範囲内の誤差におさまっている筈である。できれば2、3年以内の範囲であってほしい。私は祈るような気持ちで探求に入ることにした。

もしも【戊子年三月十五日癸丑日崩】の探求が成功し、推古天皇の真の崩御年月日がつきとめられれば、オーバーではなく、日本古代史上の未曾有の大発見ということになる。そしてその結果がもしも659年に近い数値なら、大変なことになる。なにしろ推古朝でさえ30年ほど前にずれてきてしまう。さらに古い各天皇はどんどんずれが大きくなる。つまり日本古代史は全面的に書き換えなければならなくなる。これが未曾有の大発見でなくて何であろう。私は鳥肌が立つくらい緊張した。

私が欲しいのは名誉でも誉め言葉でもない。ただ、ひたすら真実だけが欲しいのである。

私の出した結果を評価するのは第三者である。自分自身でないことはもとより、私の仲間でもなければ知人でもない。そんなことを気にする余裕はない。ただひたすら前に進んでいってみるだけだ。その結果、やはり正しいのは、『日本書紀』が記すように、推古天皇の崩御年は628年だったという結果になっても全く悔いはない。それによって私の仮説がゆらいでもいい。大切なのは真実であって、私の仮説などどうでもいい。さあ、探求の道に足を踏み入れよう。

さて、【戊子年三月十五日癸丑日崩】であるが、ここで手がかりになるのは、年干支(戊子)と月次(3月)と日時干支(癸丑=15日)の三つである。

ここで、確認も兼ねて簡単に暦法の話をしておこう。推古朝に使用されていた暦法は元嘉暦

しかない。中国では紀元前に使用された太初暦、3世紀に使用された景初暦などがある。だが、443年に成立している元嘉暦があるのに、わざわざさらに古い時代の古暦を使用するとは考えられない。元嘉暦自身が5世紀という古さなのである。推古朝時に使われた可能性のある暦法は元嘉暦をおいてほかにない。先ずこの点を確認しておかねばならない。

次に成立したのが麟徳暦。665年の成立。それが儀鳳年間（676～678年）新羅に伝わり、さらに日本に伝わったとされている。つまり儀鳳暦と呼ばれる暦法である。儀鳳暦が新羅に伝わった（676～678年）、その瞬間に日本に伝わったと仮定しても、最短で使用可能なのは676年である。他方、推古天皇の崩御は628年ないし659年近辺だ。わが國に儀鳳暦など存在しようがない。つまり、【戊子年三月十五日癸丑日崩】に使用されている暦法は元嘉暦以外に考えられない。

次に、干支であるが、全部で60ある。本論の2回目に第4表として示したが、参考までに再掲しておこう。

第4表 干支一覧

番号	干支	番号	干支	番号	干支	番号	干支	番号	干支
1	甲子	13	丙子	25	戊子	37	庚子	49	壬子
2	乙丑	14	丁丑	26	己丑	38	辛丑	50	癸丑
3	丙寅	15	戊寅	27	庚寅	39	壬寅	51	甲寅
4	丁卯	16	己卯	28	辛卯	40	癸卯	52	乙卯
5	戊辰	17	庚辰	29	壬辰	41	甲辰	53	丙辰
6	己巳	18	辛巳	30	癸巳	42	乙巳	54	丁巳
7	庚午	19	壬午	31	甲午	43	丙午	55	戊午
8	辛未	20	癸未	32	乙未	44	丁未	56	己未
9	壬申	21	甲申	33	丙申	45	戊申	57	庚申
10	癸酉	22	乙酉	34	丁酉	46	己酉	58	辛酉
11	甲戌	23	丙戌	35	戊戌	47	庚戌	59	壬戌
12	乙亥	24	丁亥	36	己亥	48	辛亥	60	癸亥

記紀ではこの干支を使用して年月日を表している。特に『日本書紀』では、たとえば、推古天皇の崩御年月日にあてはめてみると、「推古36年（戊子年）3月丁未朔癸丑崩」といった表記の仕方をしてしている。

つまり、年干支、月干支、日干支と年月日のすべてに干支が使用されている。この3者がび

たっと一致することはおよそ不可能である。

この3者が一致する確率は $1/60 \times 60 \times 60$ 。すなわち21万6千年に一度しかない計算になるからである。

また、これはいわずもがなだが、2倍暦は普通暦の倍のスピードで干支が動くから年干支は30年で一回りする。

以上をまとめると、こうなる。

- 1：我が國で推古朝以前に使用されていた暦法があるとすれば元嘉暦しかない。
- 2：年月日干支がぴったり一致することはおよそあり得ない。
- 3：2倍年暦は30年周期である。

ここで記紀の記す推古天皇の崩御年月日を併記してみよう。

古事記：戊子年三月十五日癸丑日

日本書紀：戊子年三月丁未朔癸丑日

両者は全く一致しているように見える。だが、実は根本的に異なっている。第4表の干支表で確認してほしいが、『日本書紀』のように、「三月丁未朔」（3月1日の干支は丁未という意味）とすると、癸丑日は15日ではなく、7日なのである。1～7日は「丁未－戊申－己酉－庚戌－辛亥－壬子－癸丑」となるからである。

これに対し、『古事記』は3月15日を癸丑日としている。3月15日が癸丑日なんてあり得るだろうか？。しかも同じ戊子年で？21万6千年後ならいざ知らず・・・。

私たちは、記紀のどちらの記述を採用すればいいのであろう。推古天皇の崩御は戊子年3月の癸丑日と伝承されていた。そして『古事記』の記事が伝承どおりだった、とすると、『日本書紀』の執筆者は困惑したに相違ない。15日の干支は癸丑ではなく、癸酉だからである。そこでこうなる。

- 1：『古事記』の記事が誤っている。
- 2：『日本書紀』の執筆者が「3月15日」を「3月丁未朔」として癸丑日を活かした。のどちらかであろう。

客観的に考えて崩御年月日を操作する必要など全くない。加えて、21万6千年に一度しか

ないものを故意に操作して一致させることなど不可能である。『古事記』の伝える崩御年月日が伝承どおりのものだったとすれば、それは使用暦が異なっていた場合しか考えられない。

ここまで考えてきて、私は、ついに真実の尻尾を捕まえた、という感触を得た。

29 推古天皇の真の崩御年月日

異なった使用暦！

むろん私の頭に想定されていたのは、2倍年暦である。

『古事記』の伝える【戊子年三月十五日癸丑日崩】は、2倍年暦の表記に相違ない。これが私の確信だった。もしもそうなら、それ（2倍年暦）に気づいていない『日本書紀』の執筆者が普通年暦と思って記した628年という「戊子年」は、2倍年暦の「戊子年」だったことになる。2倍年暦の「戊子年」が普通年暦の何年に相当するか不明である。2倍年暦の開始起点が不明だからである。

ここは細かくなって申し訳ないが、重要なポイントなので、例示して説明しよう。

2倍年暦の開始起点が600年としよう。このときの普通年暦の干支は「庚申」である。そこで、仮りに2倍年暦の開始者が年干支を同じ「庚申」に合わせて開始したとしよう。こうして開始干支を同じにしてスタートしても、2倍年暦の干支は倍の速度で進むので翌年の601年からたちまちずれてしまう。普通年暦は干支が一つ進むだけなので、庚申→辛酉となって、「辛酉年」となる。他方、2倍年暦の方は干支が二つ進み、庚申→辛酉→壬戌となり、「壬戌年」となる。そして601年の後半にはさらに干支が進んで「癸亥年」となるのである。開始年がさらに1年前の599年なら、干支のずれはもっと大きくなること説明の要はあるまい。

肝要なのは2倍年暦は倍速度、30年で一周する点なのである。

ここで助かるのは、『日本書紀』の記述から、普通年暦としての元嘉暦の開始起点が持統6年（690年）付近と分かっている。そこでこうなる。659年前後の元嘉暦をしらみつぶしに調べていけばよいことになる。それでもその作業はしんどい。かりに、659年を挟んで前後

20年に限定したとしても40年分の元嘉暦を月と日付干支の一致を求めて作業しなければならない。もうすこしなんとかならないか。

私は考えた。2倍年暦がどんな形のものか不明だが、もしも一ヶ月が15日（大の月＝30日の月）と14日（小の月＝29日の月）となっていたとすれば、2倍でまわるから3月は普通暦の元嘉暦では3月ないし9月になるのではないか、というのが第一点。

日付の方は、どういう形にしるユリウス暦（絶対年月日）と同じ連続で、60日周期で回っているだけの筈だ。そこで、3月ないし9月さえ調べればすむのではないか、というのが第二点。

ここまで考えれば後は一直線。実際に古代の元嘉暦を計算して分厚い書になっている内田正男の『日本暦日原典』に当たればいい。

むろんここまできても私は全く自信がなかった。が、進むしか道はない。私はレンジを狭めて、まずは659年の前後10年、すなわち649年の3月と9月を当たっていった。そしてついに発見した。斉明天皇6年。そこには次のようにあった。

斉明天皇6年(庚申・660年)9月己亥朔

（『日本書紀』斉明6年條）

己亥朔であるから、そこから数えて15日目の干支は次のようになる。

^(1日)
己亥→庚子→辛丑→壬寅→癸卯→
庚辰→乙巳→丙午→丁未→戊申→
己酉→庚戌→辛亥→壬子→^(15日)癸丑

見よ。『古事記』が記す15日癸丑日が眼前にある。！！

これを発見したとき、私は年甲斐もなくしばし足の震えがとまらなかった。とうとう獲物を捕らえた。その獲物は未曾有の一大発見となるかもしれない、巨大な、あまりに巨大な獲物だ。興奮しない方がおかしい。まさに癸丑日は9月15日。2倍年暦では3月15日なのだ。むろん、偶然の一致ではあり得ない。

西暦660年。659年とは一年のずれしかない。まさにどんびしゃりの一致といってよい。

道理でこれまで検証してきた検証対象の実年代が、ほぼぴったり当てはまったわけだ。『古

事記』の伝える【戊子年三月十五日癸丑日崩】は、2倍年暦の表記だった！

こうして、推古天皇の崩御年が660年と分かってみると、真の推古時代は642年から660年という計算になり、推古朝はまるまる唐王朝の時代そのものなのである。

推古朝の伝承が、大唐、唐國、唐客、唐帝といった用語に見られるように、唐一色で埋められているのもけだし当然なわけである。

こうなると、ただ一カ所の例外、推古26年(618年)8月に「隋の煬帝」と「隋」が出現する理由が判明する。30万もの大軍勢を送って高麗(高句麗)を攻めたのは、隋ではなくて唐だったに相違ない。そもそも滅びた隋が大軍勢など送り込める筈もない。ところが『日本書紀』の執筆者は、推古26年を実年の618年と思いこんでいるのに加え、隋の皇帝は煬帝だという知識をもっていたため、「隋の煬帝」と記したに相違ないのである。

30 記紀伝承の確かさ

『古事記』の伝える【戊子年三月十五日癸丑日崩】は、2倍年暦の表記だった！この結果は驚くべき結果である。普通年暦では660年9月15日となる。これにより、『古事記』の記す各天皇の崩御年月日をすべて2倍年暦表記とみれば、推計ではなく、直接実年による崩御年を割り出すことが可能になる。先掲の「日本暦日原典」を片手にこの作業を行い、第5表に代わる新表を作成したいと思っている。間に合えば次回にお目にかけてよう。

推古天皇660年崩御というのが大方の承認を得られれば、推古天皇以前の各天皇の年代が大幅に入れ替わってしまう。それだけではない。

推古朝以降持統朝に至る各天皇の年代も変更を余儀なくされる。早い話、660年は『日本書紀』では欽明朝だ。そこに推古朝が入るわけだから、欽明朝はもう少し手前にずれてくる。

この驚くべき結果の当否は、第三者もしくは後世の人々による判定を受けなければならない。そしてそれが正鵠を射たものだ、と認められた時、その功績は誰に帰すのだろうか？以前にも記したが、それは私ではない。少なくとも私一人の功ではない。なぜなら、私は『古事記』

が記す各天皇の崩御年月日そのまま素直に信じたに過ぎないからだ。そして検証の過程で明らかになったのは、『日本書紀』もまた伝承されていた古代天皇の在位年限を意外に素直に伝承どおり記しているらしいことだった。もしも記紀の編纂者が、あまりに長い寿命や在位年限を不自然だとして、伝承を随時常識の範囲に変更していたら、永遠に真実が不明になる所だった。もって「記紀よし」としなければなるまい。

最後に、推古朝が唐の時代なら、推古紀に記された遣隋使は遣唐使の筈である。遣隋使は第一回が記されていないとか回数が合わないとか種々議論があるようである。が、推古朝の中国への使節はすべて遣唐使だったとすれば、そうした議論は全くとんちんかんで実りのないことになる。あの有名な小野妹子も遣唐使であって、決して遣隋使などではないことになる。この辺の事情も今回言及するつもりだったが、長くなるので、今回はこれで済ませたい。



すくなく すくなく 宿難 しやく かぼちやと 笏

岐阜市 竹内 強

最近テレビの料理番組を見てもなしに観ていたら、かぼちやを使った料理をしていた。見たこともない長く細いかぼちやを使っていた。料理人はこれを「宿難かぼちや」と呼んでいた。そして、この「かぼちや」が飛騨地方(丹生川村)の特産だというのである。私は、この話にテレビが目がくぎづけになった。このかぼちやはその両面宿難の名前をとって名づけているのである。もしかすると、両面宿難が飛騨にこのかぼちやを伝えたのではないか？

しかし、この浅はかな発想はすぐに消え去った。すこし調べてみると「かぼちや」は元々中南米が原産で江戸時代末期にヨーロッパ人が東南アジア経由で日本に持ち込んだという。名前はカンボジアからきているといわれる。がっかりである。でも本当にそうなのか細長い「かぼちや」

は中南米から直接伝えられたのではないか。弥生時代太平洋を渡った倭人は、裸国・黒齒国にいった。そこは、現在のエクアドル・ペルーである。ここから倭国に、そしてアンデス山地に似た高地である飛騨地方でこの野菜が栽培された。そして「宿儺かぼちゃ」は現在も尚、飛騨地方で生産され続けている。飛騨地方と北部九州（九州王朝）とつながっていたという私の考えも面白いのではないだろうか。

両面宿儺について最近気づいた話しがもう一つある。岐阜県の県木は一位の木である。この木は一般にはアララギと呼ばれている。岐阜ではこれを一位と呼び特に飛騨地方では各家に一本はこの木を植え屋敷内に大木があるのは珍しくない。

また、これを使用した一刀彫は飛騨の特産である。宿儺伝説では、宿儺は新たに天皇が即位するとアララギの木から笏を作り献上した。天皇はこれに対しこの木に一位の位をあたえこの名「いちい」が付けられた。

そして、その笏を作るための木を切り出す山を位山と呼んだというのである。しかし、問題がある。近畿王朝では、五位以上の冠位のもの象牙の笏を持つ、五位以下のものが木の笏を持つことが許されたのである。とすると天皇は象牙の笏を持っていたことになる。

この話は近畿王朝の話ではないのではないか。両面宿儺が笏を献上した天皇とは九州王朝の大王ではないだろうか。

9月例会報告

米 今月号から、発表者が発表要旨を報告することとしました。

○ ある夜の夢

名古屋市 川口健三

「ちかま」という語句をいろいろ調べた。熱田神宮に「上知我麻神社」あり、「ちかま」とは「千竈」という塩を作る竈との説が言われているが、古田武彦先生は、「ち」は「神」であり、「か」は「水」であるといわれる。また、

『広辞苑』では、「ま」は語調を整える為の接尾語とのこと。ゆえに、「神の水」を祭った所の「上知我麻神社」と理解できた。そして、「千竈」という地名及び知我麻神社について調査した。

○ 多利思北孤の読み方について

名古屋市 石田敬一

8月例会において、林伸禧氏が最古資料の「百衲本」により『隋書』では「北」と「比」の字形は明確に書き分けられ、多利思”北”孤であることを証明された。

これを受けて、多利思北孤の読み方について整理し、隋の公用語は漢音であるから「アバ・タリシホコ」と読まれたとした。

直木孝次郎が唱えた『新唐書』の「用明 亦曰目多利思比孤 直隋開皇末 始與中國通」から多利思”比”孤が正しいとするのが定説であるが、これは『新唐書』の記述が正しく『旧唐書』は誤りであるとした間違った認識が間違った結論を導いたものであると批判した。

○ 漢委奴国王の金印について

名古屋市 石田敬一

8月例会で、林伸禧氏が金印「漢委奴国王」の「委」は「倭」の省略形ではないと問題提議された。

これを受けて、『旧唐書』の「倭国者古倭奴国也」や、『後漢書』東夷伝の「建武中元二年 倭奴國奉貢朝賀」では「倭奴」とあるが、これは1世紀の頃の文字「委」を後世になって「倭」の文字で表現したものであって、金印の現物にある文字「委」を勝手に「倭」に変えて「ワ」と呼んではならない。「委」は「イ」としか読めないで、定説である三宅米吉の「漢の倭の奴の国王」の読み方は間違いで、「漢の委奴の国王」という解説が正しいとした。

三段読みは、この金印が日本の小さな国に与えられたものという思いこみに立った恣意的な読みであると批判した。

○ 「上宮聖徳法王帝説」再考

岐阜市 竹内 強

以前「上宮聖徳法王帝説」の裏書の蘇我日向

について書かれている部分に「?京」という欠字があり定説ではここに「奈良」の2文字が入ると言われているが、影印本を見ると欠字は1文字であり「奈良」ではなく九州年号の「倭京」ではないかと論じた。

今回は、なぜ定説がこの欠字を「奈良」としているかについて二つの点から解明した。

① 般若寺について

明治43年発行の『法王帝説證注』によれば「大和志云、奈良般若寺村にあり、白雉五年蘇我日向初建、聖武天皇建」

と書かれている。昭和8年、福山敏男・田中重久両氏によって大宰府所在説が出されこれが定説となったが、聖武天皇建をそのまま引きずってしまった。

① 定額寺について

大和朝廷の国史では『続日本紀』（天平勝宝元年七月十三日條）に始めて見る事ができる。しかし、九州王朝ではどうだったであろうか。

この二つが、家永三郎氏も含め現在も欠字の「?京」に入る文字を「奈良」としているのではないか。

○ 冷泉家時雨亭叢書「皇年代記」について

瀬戸市 林 伸禧

「皇年代記」は、冷泉為廣が文明10（1478）年6月に、一条兼良が著述したものを書写し、30年間座右の書とした。

① 掲載されている古代逸年号を『二中歴』等の文献と比較したところ、丸山モデルと同じ（2年号の名称が異なる以外）であった。

② 年代記に記載されていた逸年号の細書に

「但善記以下年號皆異説也。日本紀大化元年是本朝年号始也。大宝以下年號皆正説也」等の文言が記述されている。

それ故、中世の公家達は、古代逸年号の存在を認めていたのではないかと思われる。

③ 逸年号の細書に、「朱雀、白鳳、朱鳥（8年）、大化」の計4年号が天武～文武天皇の時代に『日本紀』に掲載されているとしている。この年号は、『簾中抄』等文献にも掲載されている。

故に、『扶桑略記』の『日本紀』に関する記述等から、『日本書紀』に至るまで、次のよう

な変遷が考え得るのではないか。

『日本紀』（和銅五年）→『日本紀』（養老4年）→『日本書紀』（?）

○ 古代史の再検討（8）—絶対年代の復元— 名古屋市 加藤勝美

今回はいったん検証を離れ、『隋書』倭國傳について二、三論述した。

その中心ポイントはただ一点。

倭國の使者が説明したという倭國傳の次の記述。

「王以天爲兄以日爲弟。天未明時出聽政跣跣座日出便停理務云委我弟」

これに対し、隋の天子は「抽象的で分からぬ」と答えた由。

だが、当時倭國は二人大王制だったのではないか、というもの。「天氏」と「日氏」の二人。

「天」は姓で、「日」は太陽という意味とは受け取れないから、「日」も姓なのではないか。隅田八幡神社の人物画像鏡に出現する「日十大王」も姓が「日」で名は「十」の大王と解釈できる。いわば当時から日本は祭政分離だったのではないか、というのが中心ポイントである。

古田武彦先生

「日本思想史学会」で発表されます

日本思想史学会の2008年度大会が愛知県で開催されます。先生が発表される時間・会場等は次のとおりです。

- ・日 時 平成20年10月19日（日）
午後部（13:00～17:00）
発表者8名中4番目
- ・題 目 日本思想史学批判—「万世一系」論と現代メディア—
- ・会 場 刈谷市井ヶ谷町広沢1番地
愛知教育大学内第3会場（第一共通棟213講義室）
- ・参加料 2,000円（含発表要旨代）
- ・事務局 愛知教育大学教育学部前田勉研究室
TEL&FAX 0566-26-2526
- ・その他 大学食堂当日なし。近辺に食堂なし。

訂 正

以下の誤りがありました。
お詫びして訂正させていただきます。

- 1 92号(11P), 93号(10P),
94号(11P), 95号(3P),
96号(8P)の「第5表 実年代推計」

誤

代	天皇名	推計実年	
		(A案)	(B案)
40	天武	690	690
41	持統		

正

代	天皇名	推計実年	
		(A案)	(B案)
40	天武		
41	持統	690	690

- 2 94号(11P)
「第5表 実年代推計」(「12代~15代」
記載漏れ)

代	天皇名	古事記 崩御年	実年 推計 (P)	崩御 年差 (S)	S÷2	推計実年	
						(A案)	(B案)
12	景行	—					
13	成務	乙卯年三月	355	7	3.5	479	522
14	仲哀	壬戌年六月	362	32	16	483	526
15	応神	甲午年九月	394	33	16.5	499	542

- 3 97号
① 15P(表の訂正)

「表1『隋書』巻81~84における「北(背)・比(皆、昆)」の個数表」

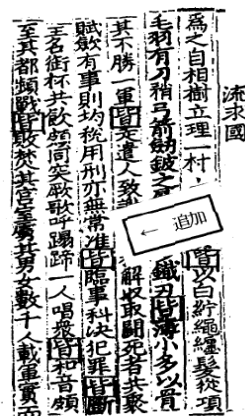
誤

目 次			比 偏
巻 数	列伝巻数	別 称	皆
巻81	列伝第46	東夷伝	10(10)
計			33(33)

正

目 次			比 偏
巻 数	列伝巻数	別 称	皆
巻81	列伝第46	東夷伝	11(11)
計			34(34)

- ② 19P 「別表『隋書』巻81~84の
「北、比」等の抜書き表(「皆」個数の追加)



10月例会に参加を

日 時：10月12日(日) 午後1時30分~5時
場 所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下
駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の
東、有料(40分200円)

参加料：500円(会員無料)

今後の予定

11月例会：11月9日(日)名古屋市市政資料館
12月例会：12月14日(日)名古屋市市政資料館
例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、なるべく「18部」をご用意願います。